

尾張旭市

市民活動保険のご案内

平成20年10月制定
平成21年10月改訂
平成26年10月改訂
令和3年10月改訂
令和5年10月改訂



〈みんなで支えあう緑と元気あふれる住みよいまち尾張旭〉



尾張旭市市民生活部市民活動課

＜尾張旭市市民活動保険とは＞

自治会、町内会、子ども会、PTA、ボランティアなどが行う公共的・公益的な市民活動は、多岐にわたり、年々質的、量的にも充実し、豊かな市民社会を支えています。

しかし、一方で市民活動に伴って発生する不慮の事故への対応が課題として浮上してきました。

市では、そのような市民活動に参加している方が、万一事故に遭われた場合に備え、市民活動保険を設けています。

この保険は、市が保険料を全額負担して契約を結び、市民団体が市民活動中に偶然に起きた事故を救済することにより、市民団体の役員および参加者が安心して市民活動に参加でき、市民社会の健全な発展に側面から援助するものです。

1 保険の概要

この保険制度は、尾張旭市市民活動災害補償制度取扱要綱に基づき、市民活動中（指導者等が定めた集合出発又は解散場所と指導者等又は参加者の住所との通常の経路の往復途上を含む。）に偶然に発生した事故に対処するため、賠償責任保険と傷害保険の2つの保険により構成されています。

(1)賠償責任保険

市民活動の主催者や活動に従事する人が、市民活動に伴い、誤って第三者の身体・財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に支払われる保険です。

事故の種類	支払い限度額
身体賠償事故	1人につき 1億円
	1事故につき 1億円
財物賠償事故	1事故につき 1億円

※対象とならない主なもの

- ・ 故意による損害
- ・ 洪水、地震等天災による災害
- ・ 同居の親族に対する賠償責任
- ・ 車両による所有・使用・管理に起因する賠償責任

(2)傷害保険

市民活動中「急激かつ偶然な外来の事故」によってケガをした場合に支払われる保険です。

補償の種類	補償金額
死亡補償	300万円 (傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき)
後遺障害補償	300万円を限度として保険契約に定める額 (傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき、後遺障害の程度により3%~100%)
入院補償(日額)	3,000円 (傷害により、平常の業務または生活ができなくなり、入院したとき。事故の日から180日が限度となります)
通院補償(日額)	2,000円 (傷害により、平常の業務または生活に支障が生じ、通院したとき。事故の日から180日以内の通院で、かつ90日が限度となります)

手術補償	手術の種類に応じて、入院補償金に保険契約に定められた倍率を乗じて得た額 (入院補償が支払われる場合で事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けたとき)
------	--

※対象とならない主なもの

- ・故意、けんか、自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- ・無資格運転、酒酔い運転による事故
- ・脳疾患、疾病、心神喪失による事故
- ・ハングライダー等危険なスポーツによる損害

《保険適用例》

- 町内会の清掃活動中に参加者が転んで腕を骨折してしまった。
- 防災活動の一環で町内を回っていた自治会員がオートバイにはねられた。
- 市主催の行事にボランティアで参加していた市民がケガをした。
- 自治会の運動会の際に、参加者の子供が熱中症にかかった。
- 自主防災組織で地震発生後に計画に基づき処理作業中ケガをした。

2 補償の対象となる者

(1) 賠償責任保険の対象者

尾張旭市、尾張旭市が出資した法人またはこれに準ずる団体、市民団体、市民活動の指導者及びスタッフ

(2) 傷害保険の対象者

市民活動における指導者、スタッフ及び参加者

3 補償の対象となる活動

市民及び市内に活動の拠点を置く市民団体が、無報酬(費用弁償を除く)で行う公共的・公益的な市民活動

公共的・公益的な活動とは・・・

一般に開かれた活動であり、参加を希望する誰もが何か特別な条件等を要せずに参加し、利益を享受することが可能となっており、事業目的も市民に広く利益をもたらす活動又は、広く社会の利益にかない、個人の利益や特定の団体構成員の福利厚生に係るもの等に寄与することを主たる目的としない活動であること。

※ 「公共性」のある活動例

- ・ 地域における教育・文化・スポーツの普及を目的とするもの
- ・ 地域住民の交流を目的とするもの
- ・ 地域における教育・文化向上のほか、青少年の健全育成や高齢者の健康保持増進を目的とするもの

市民活動の区分	具体例
1. 社会教育活動	スポーツ・レクリエーション活動、文化活動等の活動及びこれらのための準備活動
2. 社会福祉・社会奉仕活動	社会福祉施設援護活動、健康増進事業に関する活動、在宅老人・身障者等のホームヘルプ、ガイドヘルプ、手話通訳、就労・社会復帰のための援護等の活動及びこれらのための準備活動
3. 青少年健全育成活動	子ども会、ボーイ・ガールスカウト、地域の青年会等の指導育成活動、家庭・地域文庫活動、非行防止パトロール等の活動及びこれらのための準備活動
4. 市主催事業等への参加・手伝い	ゴミゼロ・河川クリーンアップ、防災訓練、市主催の社会教育講座、講演会、映画会等
5. 市民団体の管理下における地域社会活動	防犯活動、防火・防災活動、清掃活動、資源ゴミの回収、草刈り、リサイクル運動、交通安全活動、不法駐車駐輪追放活動、違反広告物除却活動、害虫防除・駆除の環境衛生活動、献血奨励・住民検診手伝いなどの地域保健衛生活動、棒の手、打ちはやし、ざい踊り、馬の塔、盆踊、町内会まつり、運動会、回覧、掲示板貼り付け、研修会、募金活動、PTA 活動等の活動及びこれらのための準備活動

△次の活動は対象となりません。(主な例)

- 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無に関わらず対象外)
- 民生委員、児童委員、スポーツ推進委員などの非常勤特別職の地方公務員としての活動(公務災害等の補償があります)
- 会員同士の慰労を目的とした活動(懇親会、慰労会)
- 会員に対する謝金・人件費など、労働の対価が支払われる活動(交通費、食費など実費の支給は可)
- 一時的、突発的な活動(一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為など)

次ページへ

- 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- スポーツ活動を主とする団体は、市民団体ではなくスポーツ団体との判断になります。スポーツ団体管理下または当該スポーツ競技会管理下の活動（参加者の対象を広く市民に対しての教室など、公共性のある活動が無報酬で行った場合は対象）
- 市民活動をする目的であっても、計画なく仲間内だけの練習や自己の技術等の向上のための練習等（準備は対象）
- 政治、宗教を目的とした活動。例えば、地域のお祭りであっても神社・お寺・氏子総代が主催となるお祭りや行事など、宗教行事とみなされるものは対象とならない場合があります。（神仏をまつるという目的があると考えられるため）ただし、宗教的な行事であっても市民活動団体が主催し、地域活動として定着して実施しているなど対象となる場合もあります。

4 保険制度の利用方法

市に活動内容や代表者などの登録の届出をしている市民団体が保険の対象となります。

ただし、市に届出をしたことにより、その市民団体のあらゆる活動が補償の対象となるわけではなく、あくまでも市民団体が行う公共的・公益的な活動が対象となります。

登録の届出方法については、市民活動課までお問い合わせください。

5 支払いの対象とならないもの（主なもの）

（1）賠償責任保険

- 故意による損害
- 洪水、地震等天災による災害
- 同居の親族に対する賠償責任
- 自動車の所有・使用・管理に起因する賠償責任

（2）傷害保険

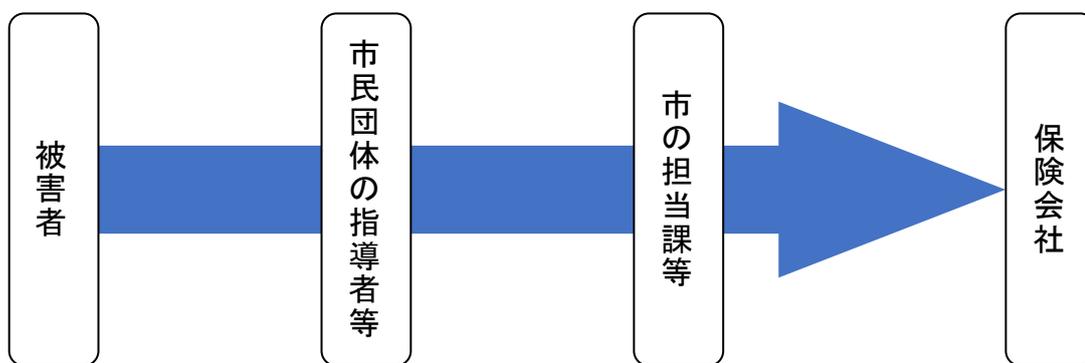
- 故意、けんか、自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- 無資格運転、酒酔い運転による事故
- 脳疾患、疾病、心神喪失による事故
- ハングライダー等危険なスポーツによる損害

6 保険期間

毎年10月9日午後4時から翌年10月9日午後4時まで。

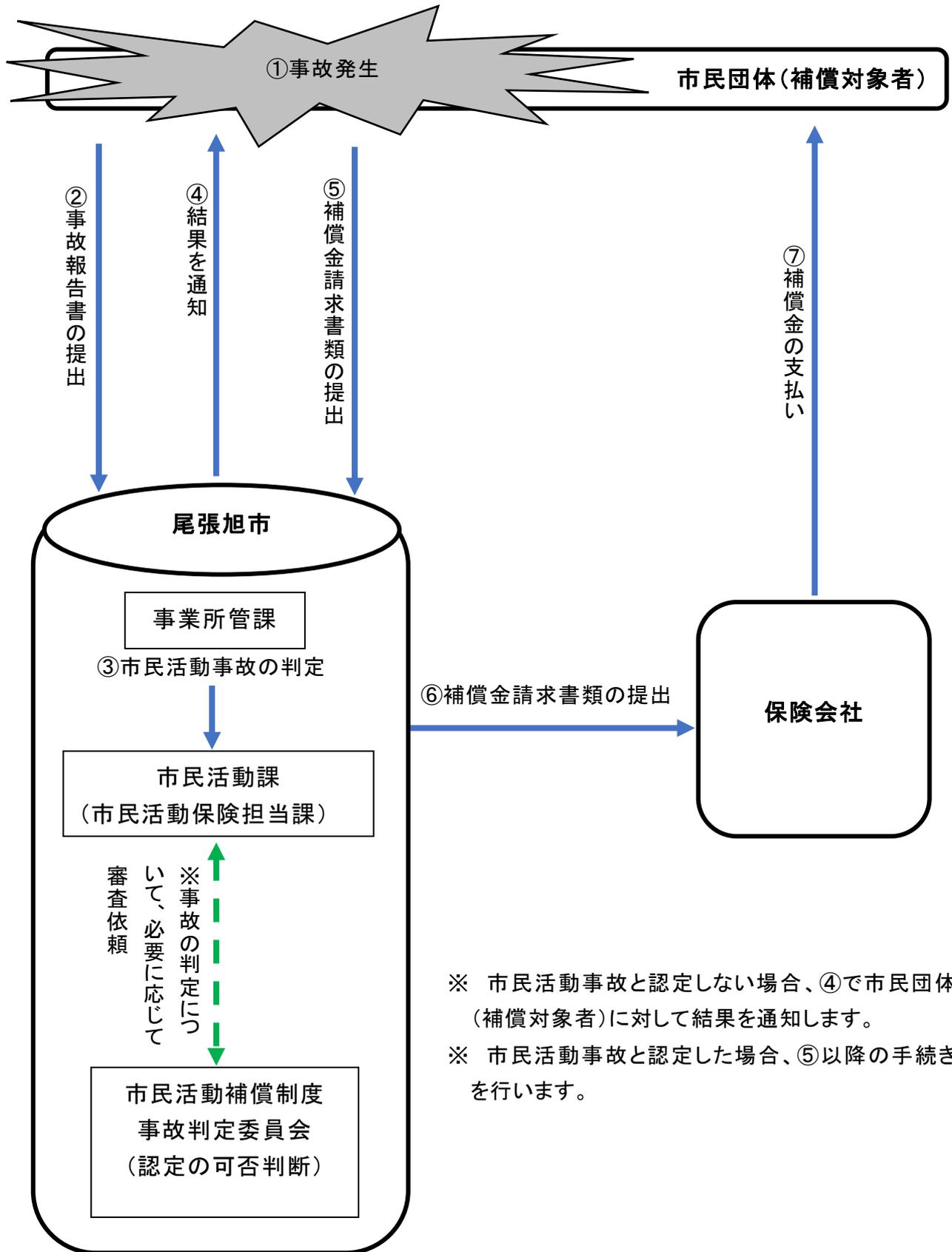
7 事故が発生したときの手続き

市民活動中に万一事故が起きてしまったら、すみやかに、その活動、行事を主催した市民団体の代表者から、市の担当課等（担当課等が不明な場合は市民活動課）へご連絡ください。その後、所定の事故報告書等の必要書類を提出していただき、事故内容を審査し、保険制度の要件を満たしている場合は、保険会社より当事者へ保険金が支払われます。



※ 事故が発生したときは、すみやかに市の担当課等（不明な場合は市民活動課）まで事故の報告をしてください。

8. 保険請求の流れ



年 月 日

尾張旭市長 殿

報告者住所 _____

報告者氏名 _____

※賠償事故加害者または傷害事故負傷者との関係
 (本人・親権者・相続人・その他)
 今後の連絡先 () - () - ()

尾張旭市市民活動補償制度事故報告書〔賠償・傷害〕

市民活動中に事故が発生しましたので、尾張旭市市民活動災害補償制度取扱要綱第10条（事故報告）の規定により報告します。なお、尾張旭市市民活動災害補償制度適用の可否に関し、報告書記載の個人情報を第3条（保険契約による制度の保全）に規定する損害保険会社に提供することに同意します。

賠償事故	加害者	氏名	男・女 年齢 歳		
		住所	連絡先 () - () - ()		
		団体名			
	被害者	氏名	男・女 年齢 歳		
住所		連絡先 () - () - ()			
傷害事故	氏名	男・女 年齢 歳			
	住所	連絡先 () - () - ()			
	団体名				
活動名及び活動内容					
事故発生日		発生場所			
疾病名		治療見込 期 間	入院見込 日間	通院見込 日間	
病院名		医師名			
病院所在地	連絡先 () - () - ()				
事故発生状況	できるかぎり詳しく記載してください。				
活動の主催者	氏名				
	住所	連絡先 () - () - ()			
市役所確認欄	可 否（否の理由）				
		年 月 日	尾張旭市長		

記入例（傷害事故）

〇年〇月〇〇日

尾張旭市長 殿

報告者住所 **尾張旭市〇〇町〇〇番地**
 報告者氏名 **旭 太郎**

※賠償事故加害者または傷害事故負傷者との関係

本人・親権者・相続人・その他

今後の連絡先（0561）－（53）－（〇〇〇〇）

尾張旭市市民活動補償制度事故報告書〔賠償・傷害〕

市民活動中に事故が発生しましたので、尾張旭市市民活動災害補償制度取扱要綱第10条（事故報告）の規定により報告します。なお、尾張旭市市民活動災害補償制度適用の可否に関し、報告書記載の個人情報を第3条（保険契約による制度の保全）に規定する損害保険会社に提供することに同意します。

賠償事故	加害者	氏名	男・女 年齢 歳			
		住所	連絡先（ ）－（ ）－（ ）			
	団体名					
被害者	氏名	男・女 年齢 歳				
	住所	連絡先（ ）－（ ）－（ ）				
傷害事故	氏名	旭 太郎	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	年齢	35 歳	
	住所	尾張旭市〇〇町〇〇番地	連絡先 (0561) － (53) － (〇〇〇〇)			
	団体名	〇〇町内会				
活動名及び活動内容	〇〇町内会定例の地域清掃活動					
事故発生日	〇年〇月〇〇日	発生場所	尾張旭市〇〇町〇〇地内の側溝			
疾病名	右足首捻挫	治療見込期間	入院見込日間	通院見込 10 日間		
病院名	〇〇外科	医師名	〇〇 〇〇			
病院所在地	尾張旭市〇〇町〇丁目〇番地		連絡先 (0561) － (53) － (××××)			
事故発生状況	できるかぎり詳しく記載してください。 道路の側溝を清掃中、溜った土を除こうとしたところ足を踏み外して転倒。その際に右足首を痛めてしまった。					
活動の主催者	氏名	〇〇町内会 会長 〇〇 △△				
	住所	尾張旭市〇〇町△△番地			連絡先 (0561) － (54) － (△△△△)	
市役所確認欄	可 否（否の理由）					
		年 月 日			尾張旭市長	

記入例（賠償事故）

〇年〇月〇〇日

尾張旭市長 殿

報告者住所 尾張旭市〇〇町〇〇番地

報告者氏名 旭 太郎

※賠償事故加害者または傷害事故負傷者との関係

本人・親権者・相続人・その他

今後の連絡先（0561）－（53）－（〇〇〇〇）

尾張旭市市民活動補償制度事故報告書〔賠償・傷害〕

市民活動中に事故が発生しましたので、尾張旭市市民活動災害補償制度取扱要綱第10条（事故報告）の規定により報告します。なお、尾張旭市市民活動災害補償制度適用の可否に関し、報告書記載の個人情報を第3条（保険契約による制度の保全）に規定する損害保険会社に提供することに同意します。

賠償事故	加害者	氏名	旭 太郎		男・女	年齢	35 歳
		住所	尾張旭市〇〇町〇〇番地		連絡先（0561）－（53）－（2111）		
		団体名	〇〇町内会				
	被害者	氏名	尾張 次郎		男・女	年齢	30 歳
住所		尾張旭市〇〇町△△番地		連絡先（0561）－（53）－（□□□□）			
傷害事故	氏名			男・女	年齢	歳	
	住所			連絡先（ ）－（ ）－（ ）			
	団体名						
活動名及び活動内容	〇〇町内会定例の地域清掃活動						
事故発生日	〇年〇月〇〇日	発生場所	尾張旭市〇〇町〇〇地内の道路				
疾病名	左手骨折	治療見込期間	入院見込	日間	通院見込	40 日間	
病院名	〇〇外科	医師名	〇〇 〇〇				
病院所在地	尾張旭市〇〇町〇丁目〇番地		連絡先（0561）－（53）－（××××）				
事故発生状況	<p>できるかぎり詳しく記載してください。</p> <p>地域の清掃活動でゴミの回収中、台車に載っていた荷物が崩れ、自転車で通行中の人にあたり、乗っていた男性が怪我をしました。</p>						
活動の主催者	氏名	〇〇町内会 会長 〇〇 △△					
	住所	尾張旭市〇〇町△△番地		連絡先（0561）－（54）－（△△△△）			
市役所確認欄	<p>可 否（否の理由）</p> <p>月 日 尾張旭市長</p>						



尾張旭市 HP
「市民活動保険」はこちら

尾張旭市 市民活動保険

検索



パンフレットは保険の概要をまとめたものです。

保険内容についてご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

尾張旭市役所 市民生活部 市民活動課 コミュニティ係

〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

TEL 0561-76-8126 (直通)

FAX 0561-52-0831

E-mail siminkatudo@city.owariasahi.lg.jp